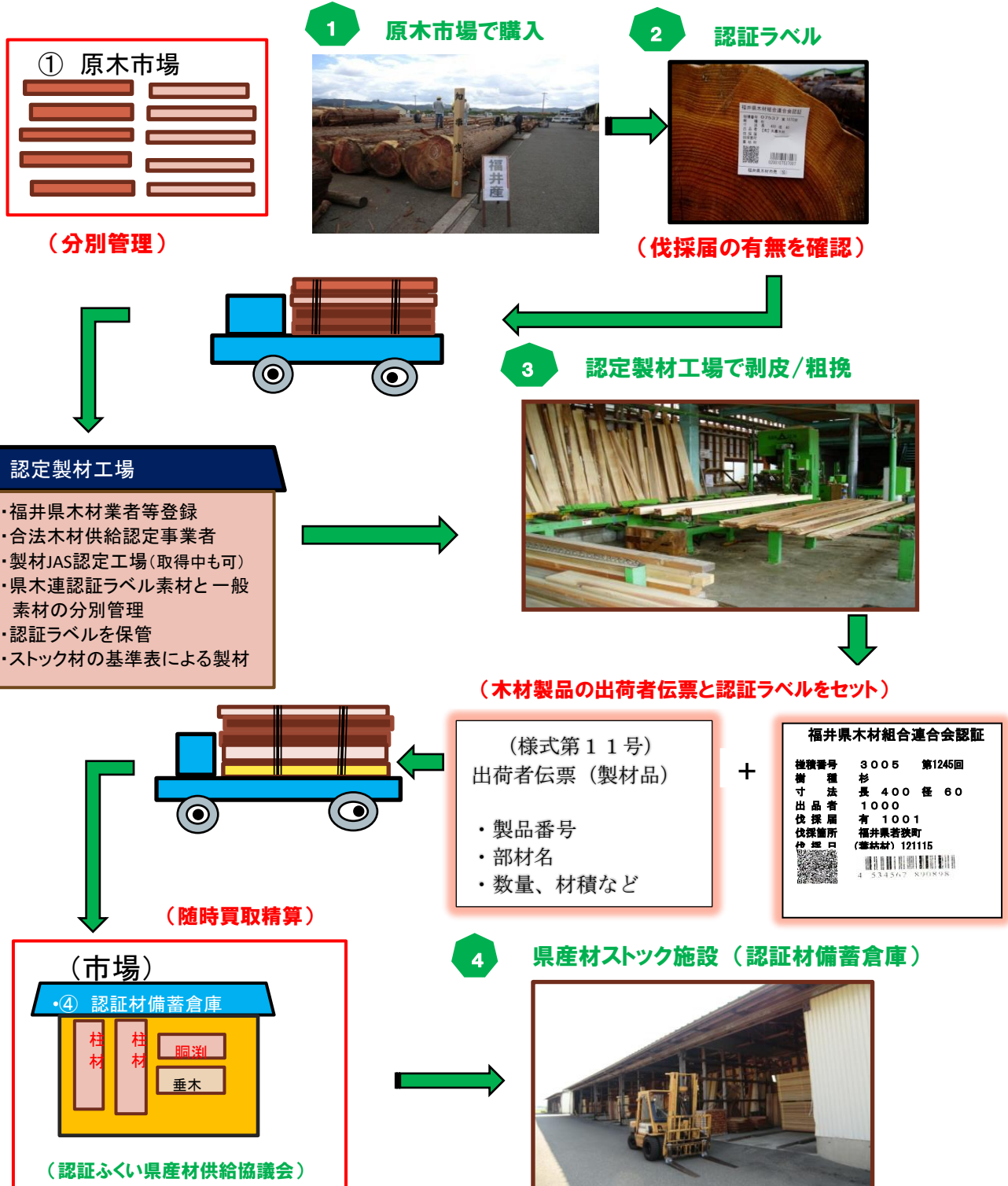


認定製材工場の役割

認定製材工場は、原木(素材)の履歴内容を認証ラベルで確認しながら購入し、製材に当っては、別表2の「認定製材工場におけるストック材の基準表」に基づきながら、認証ラベルに表示されている積積番号を親番号として枝番号を付して製材品番号とします。この製材品は、様式5号の「木材製品管理原簿」を作成し、認証ラベルと共に保管・管理します。その中から、県産材ストック施設(市場)へ出荷する製材品は、様式第11号の「出荷者伝票(製材品)」と一致する認証ラベルを添えて行うことになります。

なお、県産材ストック施設に出荷しなかった製材品については、必要があれば認証ふくい県産材の証明を「認証ふくい県産材供給協議会」を通して受けることができます。



(福井県木材トレーサビリティ認証要領試行(案)を参照)